

令和6年6月6日

## 議事録

### 説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに基づく説明会

開催日：2024年6月5日

開催場所：竈区公民館

開始時間：11時00分

終了時間：12時00分

#### <質疑事項>

Q：御殿場市は日照効率が悪く、降水量が多いと思うがなぜそのような土地で太陽光事業をするのか？

A：日照効率は発電に影響するほど低くなく、水の流れを変えるほど大規模なパネルの張り方を計画しておりません。

Q：観光客が来ることのある土地で、景観が悪くなるのではないか。

A：野立てとは異なり、パネルの下で農業を行います。また、景観法に則り、市から許可を受けた上で、事業を進めております。

Q：10年・20年後太陽光設備が廃棄になるとき、後始末できるのか？

A：20年で全て壊れるような設備ではございません。廃棄に関しては、対応いただける業者に依頼を行います。（産廃業者、リサイクル業者等）

Q：騒音は1日中出ているものなのか？

A：稼働時のみのため、夜間の騒音はありません。

Q：子供たちが勝手に侵入しないような対策はできているのか？

A：事業地全体をフェンスで囲うことも検討しましたが、公図と実際の土地の形状が異なっていることから現実的に対応が不可能となります。ただし、危険を考慮し高圧変電設備とな

る QB をフェンスで囲い、危険を促す看板を設置する対応とさせていただきます。

Q：盗難等、防犯対策のために考えていることは？

A：銅線が盗まれやすい為アルミ線を使用し、その旨を看板等でアピールします。また、配線が露出しないよう埋設したり、センサーライトで盗難しにくい環境を作るなどの対策を講じます。

Q：太陽光発電設備が、人体に有害な電磁波を出すことはあるのか？

A：ありません。

Q：解体撤去に関して、地主が関わることはあるのか？ 金額を地主が負担することはあるのか。

A：新たな発電事業者が撤去を行い、費用に関しても事業者の負担となります。

Q：線路側に生えている木を伐採する予定はあるのか？

A：ございません。

Q：自然災害等による発電設備の破損等で、被害が出たときの責任は地主にも及ぶのか？

A：発電設備自体が賠償保険に入り、責任に関しても事業者が負う為、地主様に責任は及びません。

Q：雑草等で周囲から意見があった際はすぐに対応してもらえるのか？

A：標識に保守点検者の記載をしておりますので、ご連絡いただいた際はすぐに対応致します。

Q：説明会の議事録はどこかに掲載があるのか？

A：合同会社 OTS の HP で質問を集い、2 週間後締めきった後に回答をホームページにて掲載します。ご要望があれば、議事録も掲載致します。